

横浜市防災計画「都市災害対策編」及び 「震災対策編」の修正について

- 『横浜市防災計画』は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、横浜市防災会議が策定する市町村地域防災計画。同法同条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正。
- 当該計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3編で構成。概ね3年毎に順次、また重要な修正事項がある場合は順序に関わりなく修正。
- 今年度は、更新年度に当たる「都市災害対策編」、及び重要な修正事項がある「震災対策編」を修正。
- これまで、庁内及び関係機関・団体と調整し、修正素案を作成。今後、9月下旬～10月中旬に市民意見募集を行い、1月頃の防災会議の決定を経て、来年度4月に修正計画を施行。

【経過 及び 予定】

令和4年	4月～	計画修正に関する庁内及び関係機関・団体との調整
	9月14日（本日）	市会常任委員会（政策・総務・財政）への修正素案の報告
	9月下旬～10月中旬	修正素案に関する市民意見募集
令和5年	1月頃	横浜市防災会議（修正計画の決定）
	4月1日	修正計画の施行

（1）都市災害対策編

ア 海上漂流物対策の追加

（2）震災対策編

ア 対象期間の延長

イ 減災目標の一部変更

ウ 自助及び共助の活動促進の明記

エ 個別避難計画の作成支援の追加

（3）その他、軽微な修正（2編共通）

ア 海上漂流物対策の追加

令和3年8月に起きた小笠原の海底火山「福德岡ノ場」の噴火によるものとみられる軽石漂流の事案を踏まえ、本市及び関係機関の対策を整理し、新たに記載。

■想定災害

火山噴火等による軽石の発生、船舶事故等に伴う積荷の散乱など、海上漂流物の多量発生により、船舶の航行や漁業への支障など地域における社会・経済活動に大きな影響が生じる、又はその恐れのある事態。

■主な対策

災害態様に共通点の多い大規模油等流出事故への対策における体制・活動に準ずる。

< 現行 >	< 修正案 >
第5部 災害種別対応計画 第3章 海上災害対策 第1節～第5節（略）	第5部 災害種別対応計画 第3章 海上災害対策 第1節～第5節（略） <u>第6節 海上漂流物対策（新設）</u> （次頁参照）

(参考) 第5部 第3章 第6節 海上漂流物対策 (一部抜粋)

本節では、火山噴火等による軽石の発生、船舶事故等に伴う積荷の散乱など、海上漂流物が多量に発生することにより、船舶の航行や漁業への支障など、地域における社会・経済活動に大きな影響が生じる、又はその恐れのある事態において、市が行う情報収集・伝達、海上漂流物等の回収、処理等の応急活動について定める。

なお、本節に定めのない事項は、大規模油等流出事故対策に準じる。

1 災害対策本部等の設置

(3) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	海上漂流物により港湾区域等に影響があると認めるとき、又は災害の状況から、危機管理統括責任者（総務局危機管理室長）が必要と認めるとき。
構成局	政策局、総務局（危機管理室）、経済局、環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局、消防局

イ 区警戒本部の設置 (略)

(4) 災害対策本部の設置

設置基準	1 港湾区域等で海上漂流物による大きな被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 2 大量の海上漂流物が漂着し、沿岸部における大規模な回収、処理活動の必要があるとき。
------	------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 警戒本部等の主な活動

- ・漂流物の回収、運搬及び処理
- ・オイルフェンス展張等による防除活動
- ・海面、水質の監視及び汚染物質の分析
- ・関係機関との連絡調整、海上交通規制の要請 等

ア 対象期間の延長

昨年5月、国から、「被害想定及びそれらに基づく地震対策については、都道府県と市町村との間で、可能な限り整合性が確保されていることが望ましい」との通知。現在、市と県の計画では、主な地震対策及び目標水準はほぼ同じ。対象地震及び被害想定は相違。

県は、令和6年度までの県計画を、同じく令和6年度までとなっている国の『首都直下地震緊急対策推進基本計画』の動向を踏まえ、今後更新する予定。

県計画と同時期に更新を行えるよう、市計画の対象期間を暫定的に5か年程度延長（状況に応じて途中更新）する方針を、本年1月、市防災会議にて決定。今回は、当該方針に基づき修正するもの。

なお、『横浜市地震防災戦略』等市の行動計画についても、期間を延長し、引き続き推進。

<現行>	<修正案>
第1部 総則 第5章 減災目標の設定と目標達成のための具体的対策 第1節 基本的事項 2 対象期間 平成25年度～平成34年度（10年間）	第1部 総則 第5章 減災目標の設定と目標達成のための具体的対策 第1節 基本的事項 2 対象期間 平成25年度～ <u>令和9年度（15年間）</u>

	横浜市	神奈川県
計画期間	平成25～令和4年度	平成28～令和6年度
想定地震	元禄型関東地震（M8.1）	大正型関東地震（M8.2）
総死者数	約3,260人	6,760人（横浜市域分）
減災目標	死者数50%減少など	死者数概ね半減
行動計画 及び実施主体	『横浜市地震防災戦略』 市（事業実施区・局）	『神奈川県地震防災戦略』 県、市町村、国等、県民・事業者など

■主な地震対策及び目標水準（数値は目標値）

建物倒壊等による 被害防止	住宅の耐震化 95% 区庁舎、学校等の耐震化完了 家具固定率 75% ブロック塀の安全対策の推進	住宅の耐震化 95% 防災拠点となる公共施設等の耐震化 家具固定率 65% ブロック塀の転倒防止
火災による 被害軽減	感震ブレーカーの設置 10% 消防団員の定数確保	感震ブレーカー等の設置 10% 消防団への加入促進

その他、

- ・津波対策（津波防護施設の整備、津波避難施設の確保）
- ・崖崩れ対策（崖地防災対策工事助成金）
- ・地域防災拠点の充実（下水直結式仮設トイレの充実50箇所）など

イ 減災目標の一部変更

対象期間の延長に伴い、減災目標の達成状況を踏まえ、当初目標をほぼ達成と見込まれる避難者数の減少について目標を上方修正（その他の目標は、未達のため据え置く）。

<現行>	<修正案>
第1部 総則 第5章 減災目標の設定と目標達成のための具体的対策 第2節 減災目標 1 基本目標Ⅰ（被害を最小限に抑える） 目標1：死者数50%減少 （約3,260人から約1,630人減少） 目標2：避難者数40%減少 （約577,000人から約230,800人減少） 目標3：建物被害棟数（全壊・焼失）50%減少 （約112,000棟から約56,000棟減少）	第1部 総則 第5章 減災目標の設定と目標達成のための具体的対策 第2節 減災目標 1 基本目標Ⅰ（被害を最小限に抑える） 目標1：死者数50%減少 （約3,260人から約1,630人減少） 目標2：避難者数 55%減少 （約577,000人から 約322,400人減少 ） 目標3：建物被害棟数（全壊・焼失）50%減少 （約112,000棟から約56,000棟減少）

【減災目標 達成状況 令和4年度末見込み】

※令和3年度「横浜市地震防災戦略進捗状況等調査」から

参考

目標	R4年度末 被害減少数（達成率）
1 死者数50%減少（約1,630人減少）	約970人減少（約60%）
2 避難者数40%減少（約230,800人減少）	約217,900人減少（約94%）
3 建物被害棟数50%減少（約56,000棟減少）	約32,900棟減少（約59%）

ウ 自助及び共助の活動促進の明記

令和4年3月、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の改正を踏まえ、条例の名称とともに、自助及び共助の活動促進を計画総則に明記。

< 現行 >	< 修正案 >
<p>第1部 総則</p> <p>第4章 震災対策に資する施策の推進</p> <p>第2節 地域防災力の強化</p> <p>行政は、地域防災拠点運営委員会と町の防災組織が訓練や研修等を更に効果的に連携・実施できるよう支援するとともに、町の防災組織における平常時からのコミュニティの形成や地域防災の担い手の育成などを促進し、災害に強い地域づくりを促進するよう支援します。</p> <p>※町の防災組織とは、（中略）防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第4章 震災対策に資する施策の推進</p> <p>第2節 地域防災力の強化、自助及び共助の活動促進</p> <p>市は、地域防災拠点運営委員会と町の防災組織*が訓練や研修等を更に効果的に連携・実施できるよう支援するとともに、町の防災組織における平常時からのコミュニティの形成や地域防災の担い手の育成などを促進し、災害に強い地域づくりが進むよう支援します。</p> <p><u>また、市は、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」に基づき、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図ります。</u></p> <p>※町の防災組織とは、（中略）防災に関する活動を行う自治会、町内会、<u>マンションの管理組合</u>等をいう。</p>

エ 個別避難計画の作成支援の追加

昨年5月、災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務化されたことを踏まえ、「風水害等対策編」と同様に記載。

< 現行 >	< 修正案 >
第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い地域づくり 第3節 要援護者対策 3 要援護者に対する事前対策 (1)～(2) 略	第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い地域づくり 第3節 要援護者対策 3 要援護者に対する事前対策 (1)～(2) 略 <u>(3) 個別避難計画の作成</u> <u>市は、防災、福祉等の関係機関などと連携し、要援護者の個別避難計画の作成支援を進めます。</u>

昨年5月の災害対策基本法の一部改正等の反映や、国・県計画等との整合、組織等の名称等変更の反映、統計数値等の時点更新、字句の整理・修正など。

<修正類型>

- ① 法令等の改正の反映による修正
- ② 上位計画（防災基本計画、神奈川県地域防災計画）と整合を図る修正
- ③ 行政機関その他関係機関又はその組織の名称、所在地、機構の変更に伴う修正
- ④ 人又は物の呼称の変更に伴う修正
- ⑤ 統計数値、既存の取組その他これらに類する記載事項の時点更新に伴う修正
- ⑥ 重複する記載や必要性の低い記載の整理、記載箇所や構成の整理、
誤記や分かりづらい記載の修正
など

以 上